

野田市耐震改修促進計画

野 田 市

平成20年3月

目 次

はじめに	
1 計画策定の趣旨	1
2 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	2
(1) 住宅・建築物の耐震化の必要性	
(2) 耐震化の現状	
① 既存建築物棟数	
② 耐震化の現状	
ア 住宅・特定建築物の現状	
イ 市有建築物	
(3) 耐震改修等の目標の設定	
(4) 市有建築物の耐震化	
3 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	5
(1) 基本的な取組方針	
(2) 支援策の概要	
(3) 安心して耐震改修できる環境整備	
(4) 地震時の建築物等の安全対策	
4 啓発及び知識の普及	6
(1) 地震ハザードマップ	
(2) 相談体制の整備・情報提供の充実	
(3) パンフレットの配布、相談会の開催等	
(4) リフォームに合わせた耐震改修の誘導策	
(5) 家具の転倒防止策の推進	
(6) 自治会等との連携	
5 千葉県（特定行政庁）との連携	6
6 関係団体との連携	6
【参考資料】	
資料 1 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）	8
資料 2 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）	15
資料 3 液状化危険度判定結果図・地震動予測結果図	20

はじめに

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。この教訓を踏まえて、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が制定されました。

本市においても、「野田市地域防災計画」において既存建築物の耐震性の向上と地震による被害の減少を図るための施策を進めているところです。

その後も、平成16年10月に新潟県中越地震の発生、平成17年3月には大地震の発生の可能性の低いとされる福岡県において福岡県西方沖地震が発生するとともに、東海地震、首都直下地震等、甚大な被害をもたらす大地震が切迫していると指摘されているところです。

このため、国は、建築物の耐震改修等については、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とし、地震による人的被害や経済的被害額を減らすための最も重要な課題と位置付け、緊急かつ最優先で取り組み、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施するため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を平成17年に一部改正をしました。その中で、都道府県は耐震診断及び耐震改修の促進を図るために耐震改修促進計画を定めることとされ、市町村においては、都道府県の耐震改修促進計画を勘案し、耐震改修促進計画を定めるよう努めなければならないとされました。

このようなことから、本耐震改修促進計画を定め、千葉県、本市及び市民等が連携を図り、既存建築物の耐震診断及び耐震改修等を、計画的かつ総合的に進めることにより既存建築物の耐震化を促進し、地震による被害の軽減を図り、災害に強い街づくりを進めます。

1 計画策定の趣旨

野田市耐震改修促進計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）第5条の規定に基づき策定するものです。

耐震改修促進計画は、耐震改修促進法第4条の規定により定められた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）に沿って、平成27年度を目標に、市有建築物、住宅、特定建築物等の耐震化を促進するための方針、耐震化率の目標値の設定、目標値を達成するための必要な施策等を定めるものです。

市は、現在の厳しい財政状況を考えると目標の達成は非常に困難なことが予想されますが、本耐震改修促進計画に基づき千葉県及び関係団体と相互に連携を図りながら、耐震化を促進するための施策を推進し、市民に耐震診断及び耐震改修等の必要性に関する啓発及び知識の普及を行い、耐震化に関する意識の醸成及び建築物の安全性の向上を図り、地震による建築物の被害を最小限に留め、市民の安全を確保していくこととします。

なお、本耐震改修促進計画において定めた耐震化率の目標については、社会環境の変化等を踏まえ、必要に応じて所要の見直しを行うものとします。

2 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

(1) 住宅・建築物の耐震化の必要性

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

また、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成19年7月の新潟県中越沖地震が発生するとともに、東海地震、東南海・南海地震及び首都圏直下型地震については、発生 of 切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されているなど、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

建築物の耐震改修については、中央防災会議で決定された地震防災戦略（平成17年3月）や建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）において、10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標達成のための最も重要な課題とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置付けられ、特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施する必要があるとされました。

現在の耐震基準は、「新耐震設計基準」と呼ばれているもので、昭和53年の宮城県沖地震後に耐震設計法が抜本的に見直され、昭和56年5月に大改正されたものです。

この新耐震設計基準の建築物は、阪神・淡路大震災においても被害が少なかったとされており、その耐震基準がおおむね妥当であると考えられています。阪神・淡路大震災の教訓を基に平成7年に耐震改修促進法が施行され、平成17年に法改正されたところです。このため市は耐震改修促進計画を策定し、耐震化を促進することとします。

(2) 耐震化の現状

①既存建築物棟数（※1）

- ・野田市内の平成18年末時点での既存建築物は、81,020棟です。
- ・昭和56年以前の既存建築物は、32,880棟（うち、耐震改修済建築物及び耐震診断の結果耐震性があると判断したものは42棟）でそのうち、市が所有の公共建築物（以下「市有建築物」という。）は348棟、民間建築物は32,532棟です。
- ・構造別では、木造建築物が28,294棟、非木造建築物が4,586棟です。

表－１ 既存建築物棟数

(単位：棟)

区 分	総 数	うち、昭和５６年５月以前の建築物	内 訳	
			木 造	非木造
市有建築物	７３０	３４８	１１８	２３０
民間建築物	８０，２９０	３２，５３２	２８，１７６	４，３５６
合 計	８１，０２０	３２，８８０	２８，２９４	４，５８６

※１ 民間建築物は平成１９年１月１日現在の固定資産税家屋台帳、市有建築物は平成１８年３月現在の公有財産建物台帳による。

②耐震化の現状

ア 住宅・特定建築物の現状

(a) 住宅

- ・平成１８年における住宅棟数は、約５６，０００棟（木造戸建住宅：約３２，０００棟、共同住宅その他の建築物：約２４，０００棟）と推測されます。
- ・そのうち、昭和５６年５月以前建築のものは約２０，０００棟（木造戸建住宅：約１２，０００棟、共同住宅その他の建築物：約８，０００棟）と推測されます。
- ・住宅全体の耐震化率は、約６４パーセントです。

表－２ 住宅の耐震化の現状

(単位：棟)

区 分		棟 数	耐震化されていない建築物 (昭和５６年５月以前の建築物)	耐震化されている建築物(昭和５６年６月以降の建築物)	耐震化率 (※２)
住 宅	木造戸建住宅	約３２，０００	約１２，０００	約２０，０００	約６３％
	共同住宅 その他の建築物	約２４，０００	約８，０００	約１６，０００	約６７％
	合 計	約５６，０００	約２０，０００	約３６，０００	約６４％

※２ 耐震化率とは、建築物棟数全体に対する耐震化されている建築物棟数の割合を指しています。

(b) 特定建築物（※３）

- ・平成１８年における特定建築物棟数は、市有建築物は１００棟、民間建築物が１５６棟で、合わせて２５６棟です。
- ・そのうち、昭和５６年５月以前のものは、市有建築物が５３棟、うち、耐震改修済建築物及び耐震診断の結果耐震性があると判断したものは２３棟で、耐震化されていない建築物は３０棟です。また、民間建築物は５３棟、うち、耐震改修済建築物及び耐震診断の結果耐震性があると判断したものは２棟で、耐震化されていない建築物は５１棟です。
- ・特定建築物全体の耐震化率は、約６８パーセントで、市有建築物が７０パーセント、民間建築物が約６７パーセントです。

※３ 特定建築物：本計画における特定建築物とは、耐震改修促進法第６条第１号及び第２号に掲げる学校、体育館、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の用途、かつ一定規模等の建築物とする。

表－３ 特定建築物の耐震化の現状 (単位：棟)

区 分		棟 数	耐震化されていない建築物 (昭和５６年 ５月以前の建 築物)	耐震化されて いる建築物(昭 和５６年６月 以降の建築物 ※４)	耐震化率
特 定 建 築 物	市有建築物	１００	３０	７０	７０％
	民間建築物	１５６	５１	１０５	約６７％
	合 計	２５６	８１	１７５	約６８％

※４ 昭和５６年５月以前の建築物の内、耐震改修済建築物及び耐震診断の結果耐震性があると判断したものを含む。

イ 市有建築物

- ・平成１８年における市有建築物の総数は７３０棟であり、そのうち、昭和５６年５月以前のものは３４８棟、うち、耐震改修済建築物及び耐震診断の結果耐震性があると判断したものは４０棟で、耐震化されていない建築物は３０８棟です。
- ・市有建築物全体の耐震化率は約５８パーセントです。
- ・平成１８年における防災拠点となる施設及び耐震化を促進する必要がある施設で非木造・２階以上又は２００㎡を超える市有建築物の総数は２４４棟であり、そのうち、昭和５６年５月以前のものは１３０棟、うち、耐震

改修済建築物及び耐震診断の結果耐震性があると判断したものは４０棟で耐震化されていない建築物は９０棟です。

- ・防災拠点となる施設及び耐震化を促進する必要がある施設で非木造・２階以上又は２００㎡を超える市有建築物全体の耐震化率は約６３パーセントです。

表－４ 市有建築物の耐震化の現状 (単位：棟)

区 分		棟 数	耐震化されていない建築物 (昭和５６年 ５月以前の建 築物)	耐震化されて いる建築物(昭 和５６年６月 以降の建築物 ※４)	耐震化率
市有建築物	防災拠点となる施設等 (※５)	２４４	９０	１５４	約６３％
	その他の建築物	４８６	２１８	２６８	約５５％
	合 計	７３０	３０８	４２２	約５８％

※５ 対象施設は、防災拠点となる施設及び耐震化を促進する必要がある施設で非木造・２階以上又は２００㎡を超えるもの。

(３) 耐震改修等の目標の設定

- ・東海地震、東南海・南海地震及び首都直下地震に関する地震防災戦略（中央防災会議決定）において、１０年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させることが目標とされ、改正耐震改修促進法に基づく基本方針で示された目標を踏まえ、住宅及び特定建築物の平成２７年度における耐震化率の目標は９０パーセントとします。
- ・市有建築物の特定建築物については、平成２７年度までに可能な限りすべての施設の耐震改修を行うことを目指します。

(４) 市有建築物の耐震化

市有建築物の耐震化は、野田市総合計画の実施計画の中で対応することとします。

３ 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(１) 基本的な取組方針

市有建築物の耐震化に取り組むとともに、民間建築物については県及び建築関連団体と連携して啓発及び知識の普及を行い、耐震化を促進します。

(２) 支援策の概要

耐震診断及び耐震改修に対する補助事業により、木造住宅の支援措置を講じます。

建築物の耐震診断及び耐震改修等の必要性、重要性について啓発及び知識の普及に取り組み耐震化の促進を図ります。

(3) 安心して耐震改修できる環境整備

専門技術者の紹介体制の整備を行います。

(4) 地震時の建築物等の安全対策

- ・地震発生時において建築物全体の倒壊だけでなく、付属する看板や外壁ガラス等の落下物防止対策をするよう促します。
- ・ブロック塀の知識の普及に努め、危険なブロック塀の改善を促します。

4 啓発及び知識の普及

(1) 地震ハザードマップ

野田市地域防災計画の液状化危険度判定結果図、地震動予測結果図（資料3）を活用し、啓発及び知識の普及に努めます。

(2) 相談体制の整備・情報提供の充実

建築指導課、建築関連団体に、耐震診断等の仕組みや助成制度等の相談に応じられる体制を整えます。

(3) パンフレットの配布、相談会の開催等

耐震診断等に関するパンフレットの配布や、千葉県と連携をとり一般の方を対象とした無料耐震相談会を行っていきます。

(4) リフォームに合わせた耐震改修の誘導策

リフォームに合わせて耐震改修を行えるよう情報提供し、住宅等の耐震改修の促進を図ります。

(5) 家具の転倒防止策の推進

地震時の家具の転倒による被害防止のため対策事例、対策用品等の情報を広く提供し、家具等の転倒防止対策の推進を図ります。

(6) 自治会等との連携

自治会等と連携の下、建築物の耐震改修の促進を支援します。

5 千葉県（特定行政庁）との連携

千葉県と連携を図りながら耐震改修促進法による指導、助言等を行います。

6 関係団体との連携

千葉県、市及び次の建築関連団体が情報交換を密に行い、連携して耐震診断及び耐震改修等の促進及び普及に取り組んでいきます。

(1) 千葉県建築防災連絡協議会

(2) 千葉県特定行政庁連絡協議会

(3) 千葉県建築設計関連五団体連絡会議

- ・（社）千葉県建築士会
 - ・（社）千葉県建築士事務所協会
 - ・千葉県建築家協会
 - ・（社）日本建築構造技術者協会・千葉
 - ・（社）千葉県設備設計事務所協会
- （４）千葉県耐震判定協議会